

## 株式の分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 9 月 13 日

株主各位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号  
株式会社マーベラス AQL  
代表取締役社長 許田 周一

当社は、平成 25 年 5 月 24 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）と定めましたので、公告いたします。

当社の発行可能株式総数については、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）をもって、当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 89,100,000 株増加して 90,000,000 株といたします。

以上

---

### お知らせおよびご注意

1. 株式分割の実施と同時に、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）をもって、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。これに伴い、平成 25 年 9 月 26 日（木曜日）をもって東京証券取引所における売買単位は 1 株から 100 株に変更となります。
2. 株式の分割および単元株制度の採用後のご所有株式に関するご案内は、平成 25 年 11 月上旬にお届け出のご住所宛にお送り申し上げます。
3. 平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）をもって、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
4. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。